

# 三島町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 1,327	千円 2,644,897	千円 195,053	千円 474,621	% 17.9	% 14.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 43	千円 162,351	千円 32,692	千円 64,659	千円 259,702	千円 6,040	千円 5,693

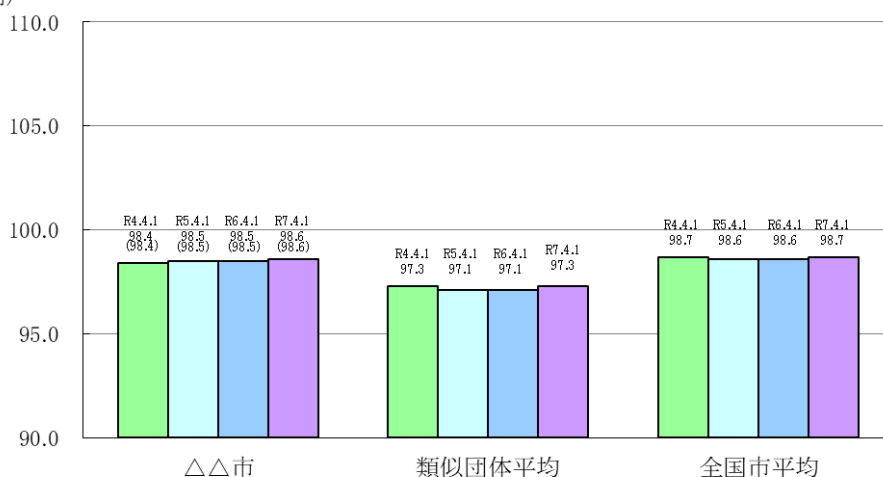
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が3年連続で上昇している理由

物価高騰等により毎年実施されている給与改定によるもの。

#### (4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

##### ④その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島町	40.3 歳	314,704 円	367,351 円	346,361 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	366,537 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.3 歳	309,914 円	360,723 円	341,455 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		三 島 町	福 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600 円	230,300 円	220,000 円
	高 校 卒	191,300 円	198,000 円	188,000 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

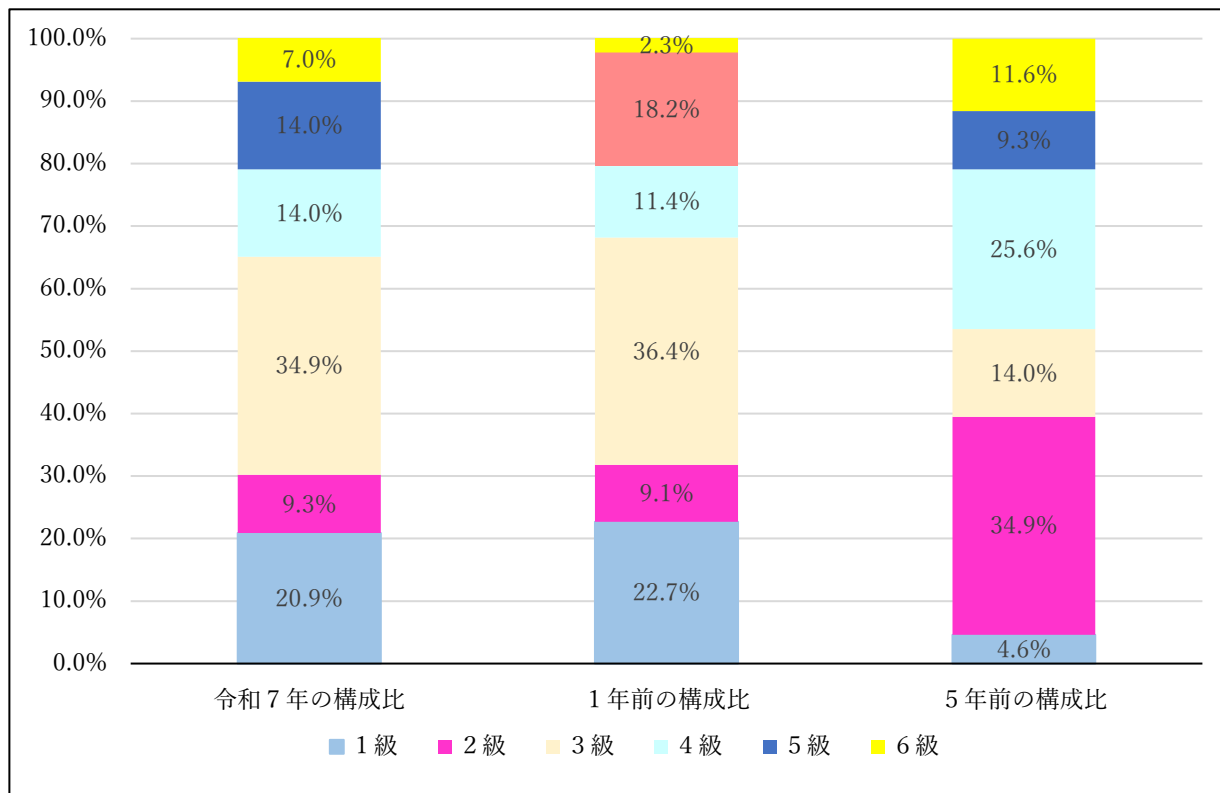
(注) 「-」は在職職員がいないことを示す。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

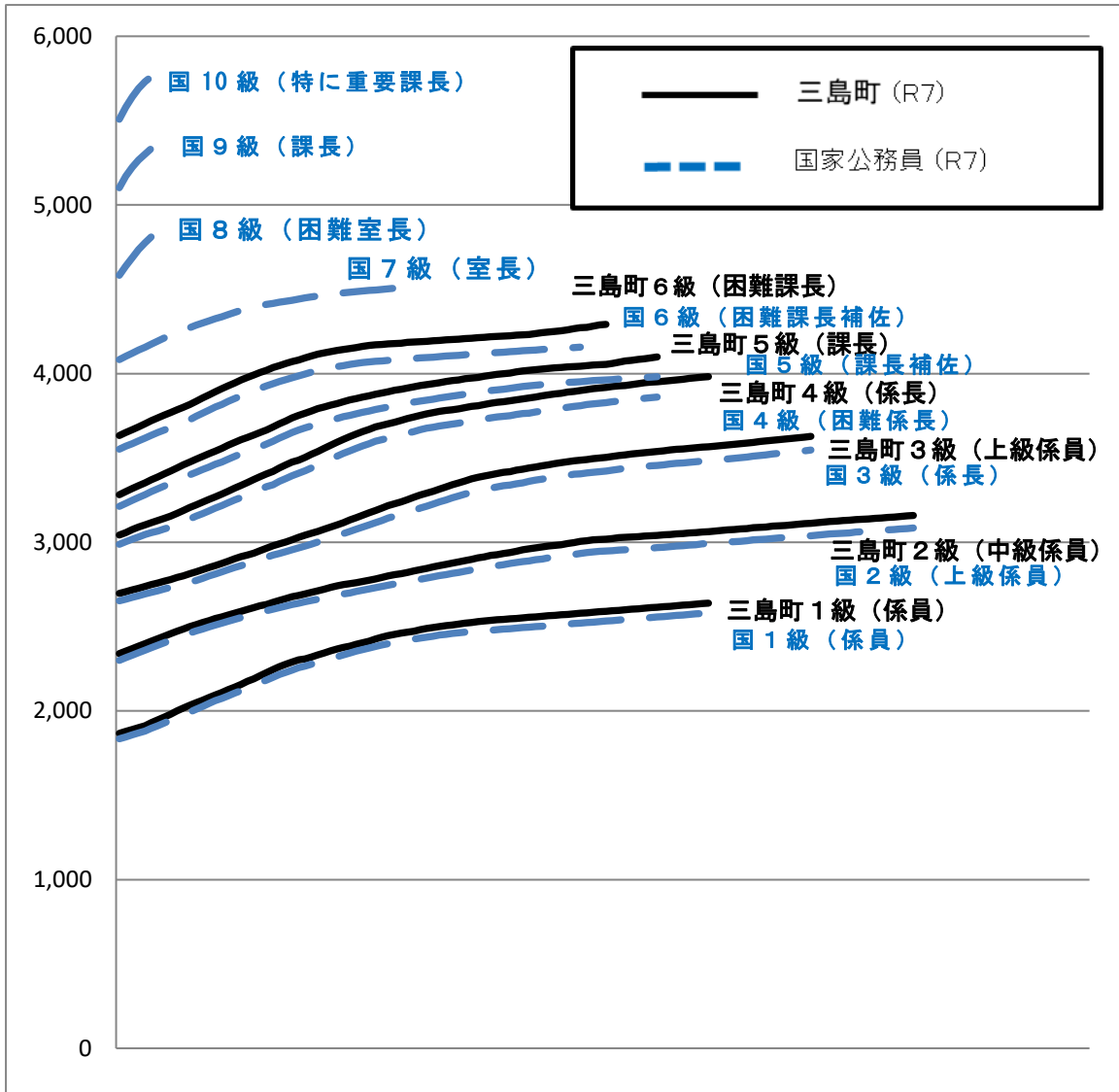
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	20.9%	199,400円	274,500円
2級	副主査	4人	9.3%	246,300円	324,500円
3級	主査	15人	34.9%	281,100円	372,500円
4級	主任主査・係長	6人	14.0%	315,500円	408,800円
5級	課長	6人	14.0%	339,600円	420,400円
6級	困難課長	3人	7.0%	374,900円	440,300円

- (注) 1 三島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三島町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

三 島 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,504 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,760 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(三島町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

### (2) 退職手当(7年4月1日現在)

三 島 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～20%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり 平均支給額 554 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給対象者なし

### (4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給対象者なし

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	13,851	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	346	千円
支給実績（令和5年度決算）	13,616	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	378	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

### (6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,763	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		65,786	円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）	
4級地	世帯主で扶養親族あり	19,800	円
	世帯主で扶養親族なし	11,400	円
	その他の職員	8,200	円

### (7) その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②子 11,500円 特定期間加算 5,000円 ③配偶者・子以外 6,500円	同じ		4,114 千円	205,700 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し月額9,500円を超える家賃を支払っている職員（借家上限28,000円）	異なる	支払家賃9,500円以上を対象	2,261 千円	251,244 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を「使用することを常例とする職員等に支給	異なる	使用距離区分	5,842 千円	162,272 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 5級 26,000円 6級(総務課長を除く課長相当職) 28,000円 6級(総務課長) 30,000円	異なる	職務区分・支給額	2,544 千円	318,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務従事した場合に支給 (支給額)勤務一回につき5,500円	異なる	特別の宿日直手当無し	661 千円	17,389 円

## 5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	694,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 814,000 円 / 457,500 円	
	副 市 区 町 村 長	559,000 円	651,000 円 / 440,000 円	
報 酬	議 長	251,000 円	360,000 円 / 171,000 円	
	副 議 長	205,000 円	320,000 円 / 142,000 円	
	議 員	185,000 円	300,000 円 / 121,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(6年度支給割合) 2.9 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 2.9 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 694,000×在職月数×48/100 559,000×在職月数×29/100	(1期の手当額) 15,989,760 円 7,781,280 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	4人	3人	2人	5人	6人	6人	10人	3人	3人	3人	0人	46人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	39	42	39	37	39	<b>38</b>	▲1(▲2.6%)
教育	4	3	5	5	5	<b>5</b>	1(25%)
消防	0	0	0	0	0	<b>0</b>	0(0%)
普通会計計	43	45	44	42	44	<b>43</b>	0(0%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	<b>3</b>	0(0%)
総合計	46	48	47	45	47	<b>46</b>	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	130,857	8,828	6,625	5.1	—

(注) 令和6年度より公営企業化したため5年度実績なし。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	1人	千円 2,913	千円 987	千円 1,242	千円 5,142	千円 5,142	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 島 町	26.0 歳	241,400 円	374,216 円
団 体 平 均	40.3 歳	314,704 円	440,037 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 島 町	(参考) 普通会計
1人当たり平均支給額(6年度) 1,242 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,504 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（7年4月1日現在）

三 島 町	(参考) 普通会計
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～20%) 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～20%) 1人当たり平均支給額 554 千円 ー 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（7年4月1日現在）

※支給実績なし

エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

※支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	194 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	194 千円
支給実績(5年度決算)	ー 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	ー 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
- 3 令和6年度より公営企業化したため、5年度実績なし

カ その他の手当(7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②子 11,500円 特定期間加算 5,000円 ③配偶者・子以外 6,500円	同じ		111千円	55,250円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家上限28,000円)	同じ		88千円	88,000円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を「使用することを常例とする職員等に支給	同じ		80千円	40,150円